

堺文化第2212号

令和元年12月27日

堺市文化芸術審議会 会長 様

堺市長 永藤 英機



堺市文化芸術審議会に対する諮問について

下記の事項について諮問いたしますので、自由都市堺文化芸術まちづくり条例第21条第2項の規定に基づき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

文化芸術に関わる主体に対する補助金・負担金のあり方について

2 諮問理由

自由都市堺文化芸術まちづくり条例では、本市の文化芸術の振興について、市の責務のみならず市民等や事業者、大学等教育機関等による役割を定めております。また、平成28年3月に策定した自由都市堺文化芸術推進計画では、「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」の達成に向け、堺市のほか公益財団法人堺市文化振興財団や地域（市民等、事業者、大学等教育機関）が相互に連携し、協力し合う「文化芸術協働体」として、取り組みを推進することが非常に重要であるとしております。

こうした状況の中、本市においては現在、補助金や負担金をはじめとした事業を検証しているところです。

つきましては、現在の文化課が所管する文化芸術に係る補助金等のあり方について、その目的や必要性、効果等の検証・評価を行い、今後の方向性について、ご審議をお願いするものです。